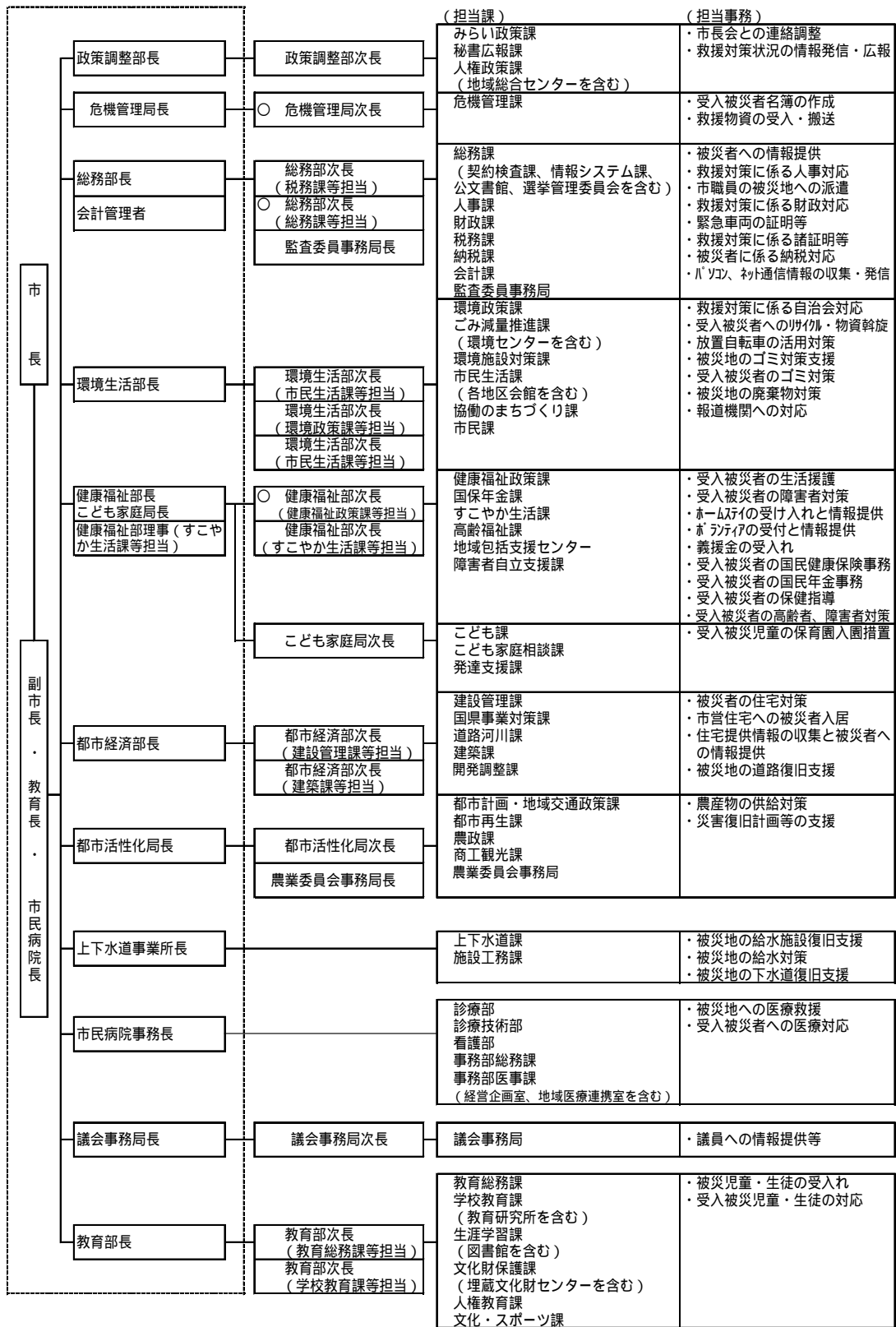


守山市支援対策庁内組織体制



地震災害救助連絡会議 (総括者、委員は 印の次長および所属長等)

1 調整協議事項

(1)依頼又は要請内容の検討と関係資料収集 (2)救援、義援対策 (3)対応課の選定 (4)その他必要事項

2 総括者 危機管理局長

3 事務局 危機管理局次長

守山市災害対策本部（各課分担任務）

部	班	分 担 事 務
政策調整部・危機管理局	危機管理班 みらい政策班	本部の庶務および災害対策の全般的企画に関すること。 被害情報の収集、受理および通報に関すること。 気象予報・警報の受信および伝達に関すること。 湖南広域消防局、消防団、自主防災組織との連絡調整に関すること。 本部内の通報連絡に関すること。 国、県等関係機関との連絡調整およびそれらの機関への報告に関すること。 自衛隊および県防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 避難情報に関すること。 各班の進行調整に関すること。 災害復興計画等の企画立案に関すること。 都市計画・地域交通班、都市再生班と共同して任務にあたる。
	秘書広報班	本部長の秘書に関すること。 国、県、他市町、その他外来者の被災地視察に関すること。 り災地の慰問に関すること。 関係機関への陳情要請に関すること。 災害に係る広報活動に関すること。（避難勧告広報を含む） 災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 他班実施事項の応援 ～ については、協働のまちづくり班と共同して任務にあたる
	人権政策班 （地域総合センターを含む）	地域総合センターおよび地域周辺の災害対策および実施に関すること。 他班実施事項の応援
総務部	総務班 （契約検査課、情報システム課、公文書館、選挙管理委員会を含む）	災害関係文書、物品の受付、配付および発送に関すること。 庁舎等市有財産の災害対策に関すること。 庁舎施設の使用管理に関すること。 災害時における車両等の確保および配車に関すること。 建設業者への応援依頼等、連絡調整に関すること。 庁用資材備品等の用度調達に関すること。 本部開設に関すること。 公社財産の被害対策および調査報告に関すること。 電算機器の施設保全および施設管理運営に関すること。 被害情報の電算処理に関すること。 トイレの設営に関すること。 他班実施事項の応援
	人事班	職員の給食および衛生管理に関すること。 他班実施事項の応援
	財政班	災害関係の予算に関すること。 災害復興計画等の企画立案に関すること。 他班実施事項の応援
	税務班 納税班	固定資産の被害調査報告に関すること。 被害に伴う市税の減免等の調査に関すること。 り災者台帳の作成およびり災証明の発行に関すること。 トイレの設営に関すること。 他班実施事項の応援

資料 3-2 守山市支援対策庁内組織体制

部	班	分 担 事 務
環 境 生 活 部	環境政策班	災害により突発的に発生した公害の調査および対策に関すること。 他班実施事項の応援
	ごみ減量推進班 (環境施設対策課、環境センターを含む)	一般廃棄物の収集に関すること。 し尿収集およびその衛生処理に関すること。 一般廃棄物集積所の消毒および清掃に関すること。 環境センター施設の災害対策に関すること。 一般廃棄物の処理等に関すること。 他班実施事項の応援
	市民生活班 地区会館班	避難情報に関すること。 自治会との連絡および被害状況調査に関すること。 地区会館の災害対策および実施に関すること。 被災者からの問い合わせ、相談、要望等に対する対応に関すること。 災害時の交通規制および統制等交通全般に関すること。 死体の埋火葬の実施に関すること。 他班実施事項の応援
	協働のまちづくり班	関係機関への陳情要請に関すること。 災害に係る広報活動に関すること。(避難勧告広報を含む) 災害記録に関すること。 報道機関との連絡調整に関すること。 他班実施事項の応援 ～ については、秘書広報班と共同して任務にあたる
	市民班	行方不明者の問い合わせ等に対する対応に関すること。 被災外国人に対する情報提供および相談に関すること。 死体の埋火葬の許可に関すること。 他班実施事項の応援
健 康 福 祉 部 ・ こ ど も 家 庭 局	健康福祉政策班 高齢福祉班 障害福祉班 こども家庭相談班 発達支援班	災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助事務を分担する各班の連絡調整に関すること。 救助費支給および救助費予算要求に関すること。 福祉施設の災害対策および応急措置に関すること。 避難所に関すること。 民間団体の活動依頼に関すること。 社会福祉協議会・ボランティア団体およびボランティアとの連絡調整、受入れ、配置に関すること。 被災者に対する生活保護に関すること。 死体の検案に関すること。 救援金品の受付および配分計画に関すること。 災害時要援護者の災害対策に関すること。 高齢者、障害のある人に対する災害対策および実施に関すること 他班実施事項の応援
	こども班	所管施設の応急措置および復旧措置など災害対策および災害状況調査に関すること。 幼保園児に対する災害対策および実施に関すること。 他班実施事項の応援
	国保年金班	災害用食糧の需給調整および救援食糧品の保管配分に関すること。 炊きだしに関すること。 他班実施事項の応援

資料 3-2 守山市支援対策庁内組織体制

	すこやか生活班 (地域包括支援センターを含む)	妊産婦の救護、傷病者の収容および応急手当その他医療全般に関すること。 防疫班の編成に関すること。 救護所の開設に関すること。 医療施設、医師会、薬剤師会、助産師会との連絡調整に関すること。 他班実施事項の応援
--	----------------------------	--

部	班	分 担 事 務
都市 経 済 部	建設管理班 (国県事業対策課を含む) 道路河川班	土木関係被害状況の調査に関すること。 応急対策実施のための用地借入および補償に関すること。 災害対策のための工事資材の調達管理に関すること。 災害時における通行不能箇所の把握およびその対策に関すること。 道路河川等土木関係被害の応急措置および復旧措置など災害対策に関すること。 水防の全般的な企画、実施に関すること。 公園、緑化施設等の応急措置および復旧措置など災害対策および災害状況調査に関すること。 他班実施事項の応援
	建築班 開発調整班	各種建築物の応急危険度判定に関すること。 各種建築物の応急補強対策に関すること。 仮設住宅の建設に関すること。 仮設住宅の配分および公共施設の応急対策に関すること。 被害家屋調査に関すること。 市営住宅建築物の災害対策および被害調査に関すること。 他班実施事項の応援
都市 活 性 化 局	都市計画・地域交通班 都市再生班	都市計画施設所管施設の応急措置および復旧措置など災害対策および災害状況調査に関すること。 災害対策用の応急輸送および移送に関すること。 災害復興計画等の企画立案に関すること。 危機管理班、みらい政策班と共同して任務にあたる。 他班実施事項の応援
	農政班	農業関係災害の応急措置および災害対策に関すること。 災害に伴う農業共済の調査に関すること。 農作物、農業用施設等の災害対策および被害調査に関すること。 水産業施設の災害対策および被害調査に関すること。 災害用主食糧の調達に関すること。 災害時における病害虫の防除および家畜伝染病予防防疫に関すること。 耕地の災害対策に関すること。 農業用水利施設および農道の災害対策に関すること。 災害時における種苗、生産資材、肥料等の需給調整に関すること。 他班実施事項の応援
	商工観光班	商工業関係の災害対策および被害の状況把握に関すること。 労働福祉施設の災害対策に関すること。 他班実施事項の応援
上下 水 道 事 業 所	上下水道事業所班	上下水道施設災害の応急措置および復旧措置に関すること。 飲料水の供給および確保に関すること。 関係団体、関係業者との連絡調整に関すること。 給水応援の受入れ、調整に関すること。 上下水道施設等の災害対策および被害調査に関すること。 他班実施事項の応援

資料 3-2 守山市支援対策庁内組織体制

部	班	分 担 事 務
市民病院	市民病院班	災害による傷病者の診察・治療に関すること。 救助薬品の供給、確保に関すること。 病院施設の災害対策に関すること。
会計	会計班	災害関係経費の出納に関すること。 寄付金の受理に関すること。 他班実施事項の応援
議会事務局	議会班	市議会の連絡調整に関すること。 議会関係その他外来者の災害地視察に関すること。 他班実施事項の応援
農業委員会事務局	農業委員会班	他班実施事項の応援
監査委員事務局	監査委員班	他班実施事項の応援
教育委員会	教育総務班	教育財産の災害対策に関すること。 教育部内職員の動員派遣に関すること。 教育財産の被害調査報告および応急復旧に関すること。 学校・幼稚園との連絡調整に関すること。 教育財産を避難所にするについての協力と避難所開設に関すること。 その他教育部内の業務であって他の班に属さないこと。 他班実施事項の応援
	学校教育班 (教育研究所を含む)	児童・生徒の避難および被災児童、生徒に対する教育に関すること。 被災児童生徒の学用品(災害救助法に基づく学用品の給与を含む)に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。 災害時の保健および学校給食に関すること。 学校給食を炊きだしに提供することについての協力に関すること。 他班実施事項の応援
	生涯学習班 (図書館を含む) 文化財保護班 (埋蔵文化財センターを含む) 人権教育班	社会教育団体、文化財関係団体との連絡調整に関すること。 社会教育施設、文化財の被害調査報告に関すること。 社会教育施設を避難所にするについての協力と避難所開設に関すること。 文化財の保護および応急復旧に関すること。 他班実施事項の応援
	文化・スポーツ班	体育施設の被害調査、報告に関すること。 他班実施事項の応援

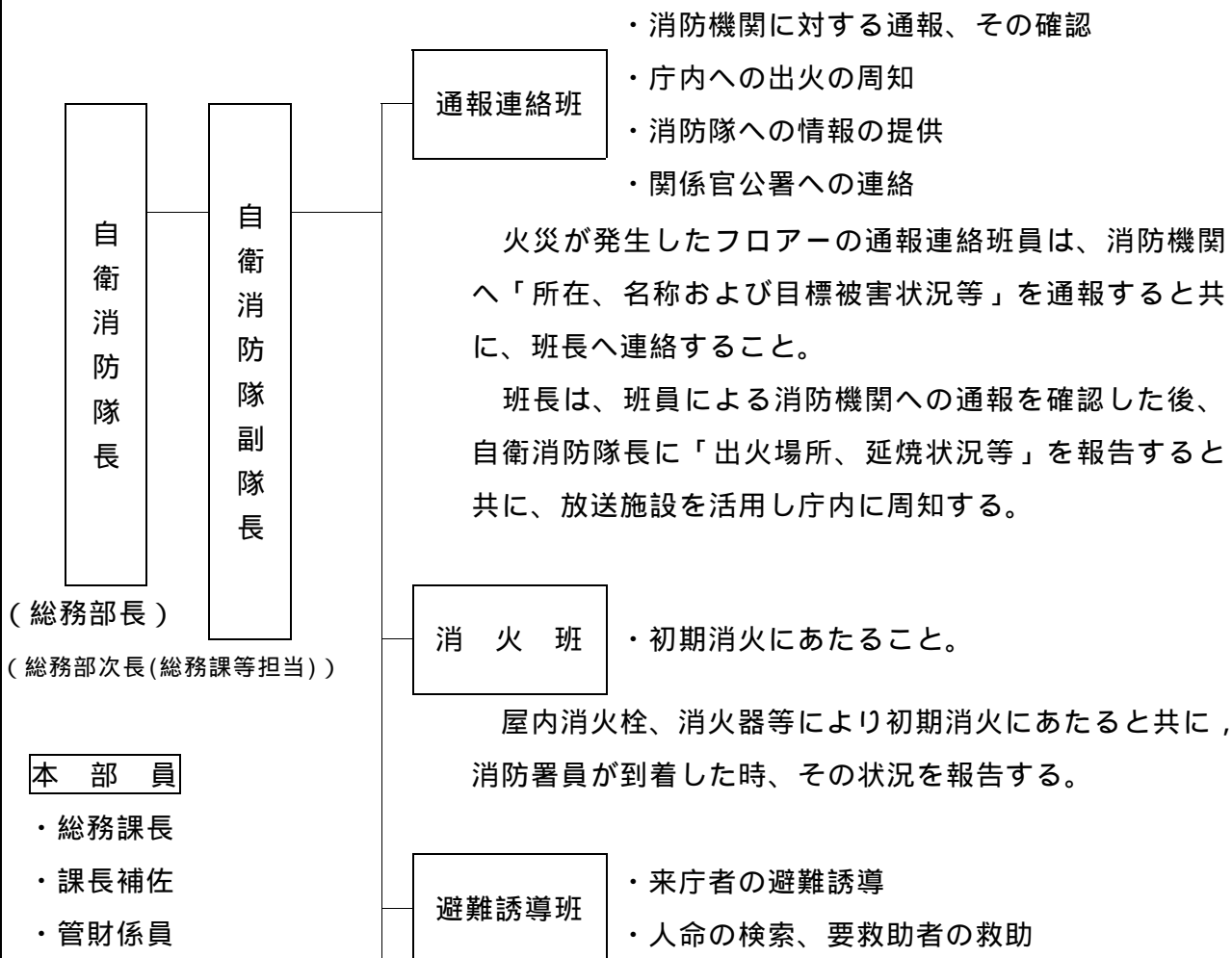
資料 3-2 守山市支援対策庁内組織体制

部	班	分 担 事 務
北 消 防 署	消防班	気象情報、雨量水位情報の収集および記録に関すること。 各種警報発令に関すること。 現場防災活動整備に関すること。 消防団、自主防災組織との連携に関すること。 湖南広域消防局との連絡調整に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 救助活動に関すること。 危険物施設の災害対策に関すること。 災害情報の収集、連絡、記録に関すること。 その他消防に関すること。
消 防 団	消防団班	本部長の要請に基づく全般出動に関すること。 災害救助法適用時における全般出動に関すること。

庁内防火管理体制

活動体制について

(1) 自衛消防隊組織分担



- ・ 行政管理係員
- ・ 通報連絡班員

本部の設置（玄関前）
各班の指揮及び情報の収集

出火時における避難者の誘導および庁舎内の人命検索を行い、要救助者の救助にあたり消防署員が到着した時、その状況を報告する。

避難は、原則として火点の上階層は屋外階段及び火点反対側屋内階段を、火点階以下の階層は屋内階段を使用して避難するものとし、屋上への避難は行わないこと。

避難誘導にあつては、避難者に避難方向および火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、火点上階層の者を最優先に避難させる。

班員の部署は、非常口、階段室、避難器具設置場所および行き止まりとなる通路等とし、忘れ物等により再び入る者のないように避難者を安全に避難させる。

避難終了後速やかに人員の点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告する。

搬出警戒班

- ・ 重要書類、重要物件等の搬出
- ・ 搬出物件の水損、盗難、延焼防止

救護班

- ・ 負傷者の応急手当

救急隊と密接な連絡をとり、速やかに搬送できるようにすること。

負傷者の所属、氏名、負傷の程度等必要事項を記録しておくこと。

防護措置班

- ・ 発災時における防護安全措置

火気の使用を中止すると共に逃げおくれの有無を確認の後、各階防火戸、防火シャッター等の閉鎖、消防活動の障害者等の除去に努める。

平常時においても、消防設備の保守点検にあたる。

【休日・夜間における活動体制】

休日、夜間の火災は、職員全員で次の活動措置を行う。

通報・連絡

火災を感知した時は、直ちに消防署に通報すると共に、総務課長に緊急連絡を行うこと。連絡を受けた総務課長は、総務部長および総務部次長に報告し、現場に急行すること。

なお、総務課長不在の時は次の順による。

総務部長

総務部次長

課長補佐

係長

初期消火

火災を知った職員は、全員自主登庁し、協力して延焼拡大阻止を主眼に消火器、屋内消火栓を有効に活用し、適切な初期消火活動を行うと共に、防火シャッター等の閉鎖を行うこと。

消防隊への情報提供等

到着した消防隊に対し、火災の延焼状況、焼却物件、危険物品の有無等の情報を提供すると共に火点への誘導を行う。

2 災害警戒および災害対策の活動体制（震災を除く）

1 警戒体制

災害対策本部設置以前の体制として、気象状況等により災害の発生が予想されるとき、および災害対策本部設置のための判断資料を得る必要があるときは、市長は、おおむね各警戒体制の基準により、守山市災害警戒体制をとるものとする。また、災害警戒体制が必要でなくなったときは閉鎖する。

なお、災害対策本部が設置された場合においては、それまでの災害警戒体制は自動的に閉鎖し、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

警戒体制における配置職員及び指揮系統等

警戒体制	配 備 時 期
警戒 1 号体制	大雨、洪水注意報または大雪、暴風雪警報が発令され危機管理局長が必要と認めるとき
警戒 2 号体制	大雨、洪水または暴風警報が発令されたとき 草津・栗東・野洲において発令された場合も含む
警戒 3 号体制	大雨、洪水、暴風または大雪、暴風雪警報が発令され局地的に被害が発生するおそれのあるとき、または台風が本市に接近することが確実となったとき

2 配備体制

下記の体制において、災害警戒および被害状況の把握を行うものとする。なお、必要に応じて他の部等の職員にも指示できるものとする。

なお、勤務時間中にあっては現組織による対応とする。

また、気象状況等を総合的に判断し、関係部長・次長・課長の協議に基づき、市長に判断を求め、警戒体制を災害対策本部職員動員計画に基づく A 配備体制に移る。なお、必要に応じて B 配備、C 配備および D 配備に移る。

警戒 1 号体制 [約 40 名]	みらい政策課、秘書広報課、総務課、人事課、財政課、環境政策課、ごみ減量推進課、環境センター、市民生活課、協働のまちづくり課、健康福祉政策課、すこやか生活課、高齢福祉課、こども課、建設管理課、建築課、都市計画・地域交通課、農政課、上下水道課、施設工務課、教育総務課、生涯学習課、文化・スポーツ課、文化財保護課、の各所属長、危機管理課および道路河川課全職員
警戒 2 号体制 [1 班あたり 約 18 名]	みらい政策課、秘書広報課、人権政策課、地域総合センター、総務課、公文書館、人事課、財政課、契約検査課、情報システム課、税務課、納税課、環境政策課、ごみ減量推進課、環境施設対策課、市民生活課、協働のまちづくり課、市民課、健康福祉政策課、国保年金課、すこやか生活課、高齢福祉課、地域包括支援センター、障害福祉課、こども課、こども家庭相談課、発達支援課、建設管理課、国県事業対策課、建築課、開発調整課、都市計画・地域交通課、都市再生課、農政課、商工観光課、会計課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化・スポーツ課、文化財保護課、埋蔵文化財センター、人権教育課の担当班、担当次長および危機管理課および道路河川課全職員 施設管理者は必要に応じて各施設の点検を行うこと。
警戒 3 号体制 [約 150 名]	警戒 2 号体制の班割りに掲げる全ての職員 次頁の 1 班から 7 班に掲げる全職員の出勤を原則とするが、災害状況によっては 1 つの班または複数の班を増強する場合がある。

災害対策本部職員動員計画表（全ての災害に適用）

部局（所）名	班 名	A 配備 係長以上	B 配備 主査・主任	C 配備 主事	D 配備 その他	計
政策調整部	みらい政策	3	1	2	0	6
	秘書広報	3	1	2	0	6
	人権政策（地域総合センター）	6	1	1	0	8
危機管理局	危機管理	4	0	0	0	4
総務部	総務 （契約検査、情報システム、公文書）	8	5	3	0	16
	人事	3	3	1	0	7
	財政	2	3	0	0	5
	税務	3	4	9	0	16
	納税	2	2	2	0	6
環境生活部	環境政策	2	2	2	0	6
	ごみ減量推進 （環境センター、環境施設対策）	4	3	3	0	10
	市民生活（地区会館）	9	2	1	0	12
	協働のまちづくり	2	1	2	0	5
	市 民	2	1	5	0	8
健康福祉部	健康福祉政策	4	0	2	0	6
	国保年金	2	3	4	0	9
	すこやか生活	4	2	11	0	17
	高齢福祉（地域包括支援センター）	5	0	12	0	17
	障害福祉課	3	2	3	0	8
こども家庭局	こども	5	5	3	0	13
	こども家庭相談	2	1	1	0	4
	発達支援	3	3	1	0	7
都市経済部	建設管理（国県事業対策）	4	1	6	0	11
	道路河川	4	2	5	0	11
	建築	3	3	3	0	9
	開発調整	1	0	1	0	2
都市活性化局	都市計画・地域交通政策	2	1	1	0	4
	都市再生	3	3	1	0	7
	農政	2	2	4	0	8
	商工観光	3	0	4	0	7
上下水道事業所	上下水道	2	3	2	0	7
	施設工務	3	4	2	0	9
市民病院	市民病院	6	4	3	0	13
会計	会計	2	0	3	0	5
議会事務局	議会	2	0	2	0	4
農業委員会事務局	農業委員会	1	0	0	0	1
監査委員事務局	監査委員	1	1	0	0	2
教育委員会事務局	教育総務	3	3	1	0	7
	学校教育（教育研究所）	5	3	4	0	12
	生涯学習（図書館）	4	4	2	0	10
	文化・スポーツ	2	0	3	0	5
	文化財保護（埋蔵文化財センター）	3	3	1	0	7
	人権教育	2	0	1	0	3
計		139	82	119	0	340
部次長 31 人			221	340	340	

危機管理課は A 配備から全職員参集。

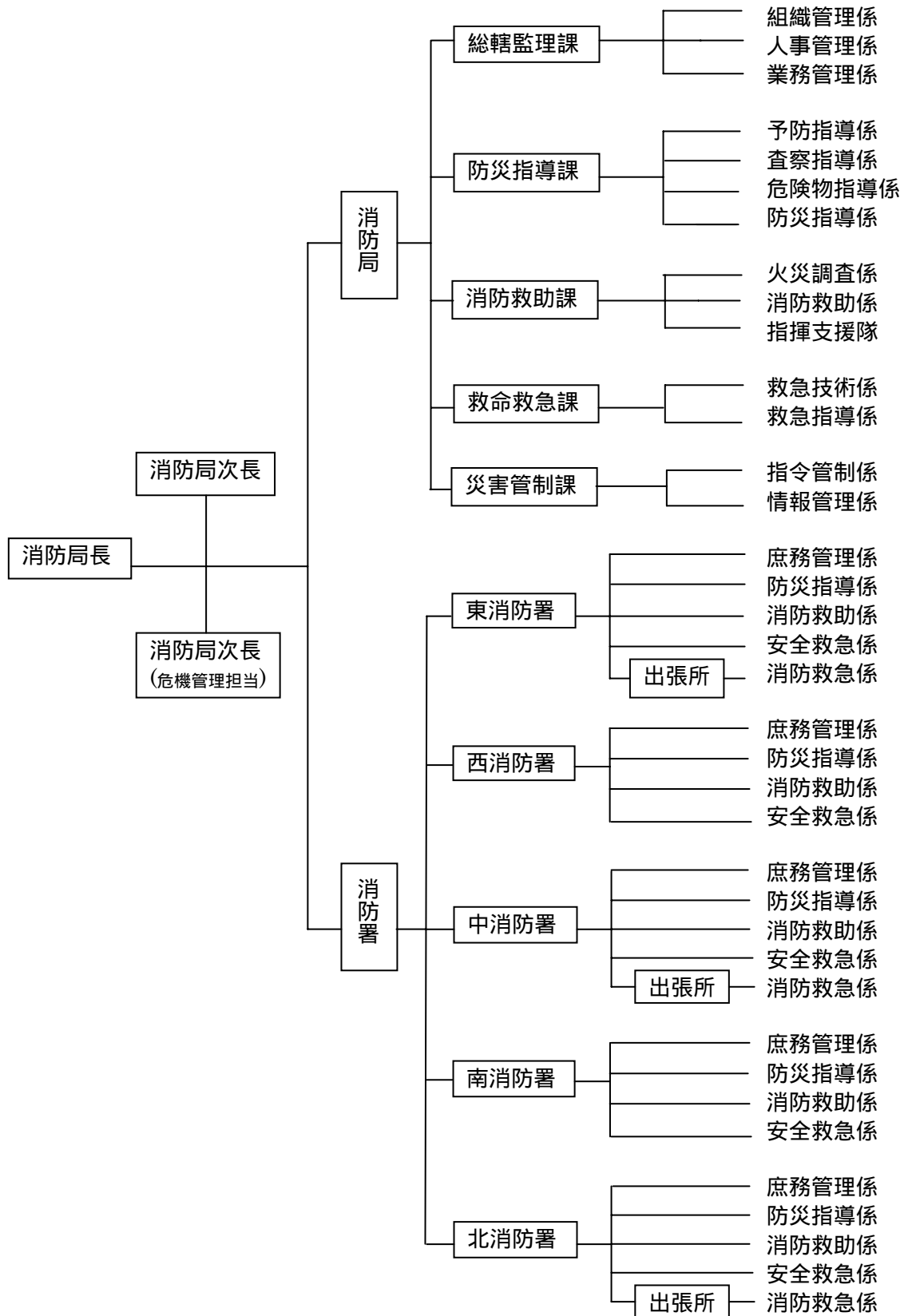
下水道班および道路河川班は、雨による災害配備にあたっては県計画を優先する。

建築班は、県計画を優先し、県の指揮・指導に従う。

地震 1 号体制、地震 2 号体制、地震 2 号但書の配備人員

<p>地震 1 号体制 〔約 40 名〕</p>	<p>みらい政策課、秘書広報課、総務課、人事課、財政課、環境政策課、ごみ減量推進課、環境センター、市民生活課、協働のまちづくり課、健康福祉政策課、すこやか生活課、高齢福祉課、こども課、建設管理課、道路河川課、建築課、都市計画・地域交通課、都市再生課、農政課、上下水道課、施設工務課、教育総務課、生涯学習課、文化・スポーツ課、文化財保護課の各所属長および各会館長ならびに危機管理課全職員。なお、被害の発生が想定される場合には地震 2 号体制（但書は除く）に移行する。</p>
<p>地震 2 号体制 〔約 340 名〕</p>	<p>みらい政策課、秘書広報課、人権政策課、地域総合センター、危機管理課、総務課、公文書館、人事課、財政課、契約検査課、情報システム課、税務課、納税課、環境政策課、ごみ減量推進課、環境施設対策課、環境センター、市民生活課、協働のまちづくり課、市民課、健康福祉政策課、国保年金課、すこやか生活課、高齢福祉課、地域包括支援センター、障害福祉課、こども課、こども家庭相談課、発達支援課、建設管理課、国県事業対策課、道路河川課、建築課、開発調整課、都市計画・地域交通課、都市再生課、農政課、商工観光課、上下水道課、施設工務課、会計課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局の全職員ならびにあらかじめ定める教育委員会職員と出動課を所管する部次長。なお、あらかじめ定める教育委員会職員とは、警戒 2 号体制の教育委員会職員と同一とする。</p> <p>会館連絡班 = 各会館の館長およびあらかじめ指定する職員については会館へ直接参集する。</p> <p>被害調査班 = 自治会毎に定める職員は、所轄の区域を巡視し、自主防災組織との連絡を密にし、被害状況を把握の後、「被害状況報告書」にて会館連絡班に報告する。報告後は、速やかに登庁する。</p> <p>活動支援班 = あらかじめ指定する職員は、直ちに守山市コミュニティ防災センターに登庁し、活動体制を支援する。</p>
<p>地震 2 号但書 〔約 630 名〕</p>	<p>但し、被害の発生が複数の箇所において明らかに認識される場合には守山市職員全員が登庁する。 (被害調査班、会館連絡班は所定の任務につく)</p>

消防組織



消防署事務分掌

(1) 庶務管理係

- ア 公印の保管に関する事。
- イ 公文書類の収発および保存に関する事。
- ウ 職員の配置に関する事。
- エ 職員の服務規律に関する事。
- オ 予算の執行等に関する事。
- カ 行政広報に関する事。
- キ 消防用物品および財産の管理に関する事。
- ク 庁舎および附帯設備の維持管理に関する事。
- ケ 職員の福利厚生に関する事。
- コ 職員の健康管理および安全衛生に関する事。
- サ 職員の研修に関する事。
- シ 手数料およびその他徴収金の収納に関する事。
- ス 構成市との連絡調整に関する事。
- セ 消防団に関する事。
- ソ 消防協会に関する事。
- タ 防火保安協会に関する事。
- チ 他の係に属さない事。

(2) 防災指導係

- ア 建築物の確認および許認可の同意に関する事。
- イ 予防査察および防火指導に関する事。
- ウ 違反処理に関する事。
- エ 防火管理者の指導および火災予防対策に関する事。
- オ 消防用設備等の検査および指導に関する事。
- カ 少量危険物等の安全指導に関する事。
- キ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵および取扱いに関する事。
- ク 地域担当制度に関する事。
- ケ 自主防災組織の結成促進および育成強化に関する事。
- コ 火薬取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行令（昭和25年制令第323号）および火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）第2条の規定により市町が処理することとされた事務に関する事。
- サ 住宅用火災警報器の設置維持管理指導に関する事。
- シ 市民広報に関する事。

(3) 消防救助係

- ア 水火災その他災害防ぎょおよび警戒に関する事。
- イ 防災および国民保護措置に係る構成市への初動連絡体制に関する事。
- ウ 管轄市地域防災計画および国民保護計画における運用連携に関する事。
- エ 消防計画に関する事。
- オ 非常召集に関する事。
- カ 消防地水利に関する事。
- キ 消防機械器具および通信施設の保全整備に関する事。
- ク 開発行為に関する事。
- ケ 気象の情報および警報に関する事。
- コ 救助業務に関する事。

資料 3-7 消防の組織系統と主な分掌事務

- サ 救助対策および救助訓練に関すること。
- シ 救助資機材の保全整備に関すること。
- ス 火災調査に関すること。
- セ 消防団および防火保安協会その他の消防支援団体との災害時初動運用に関すること。
- ソ 自主防災組織、事業所自衛消防隊への防災指導計画に関すること。
- タ 災害広報に関すること。

(4) 安全救急係

- ア 救急業務に関すること。
- イ 応急手当の普及啓発に関すること。
- ウ 救急対策および救急訓練に関すること。
- エ 救急資器材の保全整備に関すること。
- オ 救急隊員の感染防止および感染性廃棄物の処理に関すること。
- カ 救急広報および市民相談に関すること。
- キ 救急車同乗実習に関すること。
- ク 救急活動事後検証に関すること。
- ケ 救急救命士生涯教育計画等の各種教育に関すること。

(5) 消防救急係

- ア 水火災その他災害防ぎょおよび警戒に関すること。
- イ 消防計画に関すること。
- ウ 非常召集に関すること。
- エ 消防地水利に関すること。
- オ 消防機械器具および通信施設の保全整備に関すること。
- カ 開発行為に関すること。
- キ 気象の情報および警報に関すること。
- ク 救急業務に関すること。
- ケ 救急処置の普及推進に関すること。
- コ 救急対策および救急訓練に関すること。
- サ 救急資機材の保全整備に関すること。
- シ 消防団および防火保安協会その他の消防支援団体との災害時初動運用に関すること。
- ス 自主防災組織、事業所自衛消防隊への防災指導計画に関すること。
- セ 消防署長（以下「署長」という。）が指定する業務に関すること。
- ソ 火災調査に関すること。

消防職員の配置

平成 24 年 4 月 1 日

所 属	合計	消防 正監	消防 監	司令 長	司令	司令 補	士長	副士 長	消防 士	その他 職員
定 員	330									
現 員	313	1	6	7	33	78	74	40	74	
消 防 局	消 防 局 長	1	1							
	消 防 局 次 長	2		2						
	総 轄 監 理 課	8				3	2	2	1	
	・ 総 務 部 出 向	9		3	1	1	2	2		
	・ 外 部 派 遣	16					2		14	
	防 災 指 導 課	9				4	2	1	2	
	消 防 救 助 課	13			1	5	1	6		
	救 命 救 急 課	4			1	1	1		1	
災 害 管 制 課	15				4	6	3	2		
東 消 防 署	33			1	3	10	7	3	9	
東 消 防 署 出 張 所	12					3	3	2	4	
西 消 防 署	33			1	3	10	8	6	5	
中 消 防 署	47			1	3	11	13	9	10	
中 消 防 署 出 張 所	12					3	3	2	4	
南 消 防 署	48			1	4	10	13	7	13	
北 消 防 署	39		1		2	12	10	5	9	
北 消 防 署 出 張 所	12					3	3	1	5	

災害発生時医療助産計画体系図 (概要)

